

令和2年4月23日

事業主 様
被保険者（被扶養者） 様

兵庫県建築健康保険組合

特定健康診査および特定保健指導について

平素より当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて被扶養者については新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出されている間は一部を見合わせる旨、広報紙「掲示板」令和2年4月15日No.195の紙面で、次のとおりご案内したところです。

(1) 特定健康診査について

被扶養者の方の特定健康診査については、受診券をお送りし受診いただくよう準備中です。

令和2年5月25日に特定健康診査の受診対象となる被扶養者の自宅あて受診券をお送りしますが、現下の状況をふまえ、緊急事態宣言が発出されている期間内は受診を見合わせ、受診予約を先の方に設定いただくようお願いいたします。なお、受診日が近づいても状況に変化がない場合は、キャンセルいただくなど、感染リスク回避のため適切な対応をお願いいたします。

(2) 特定保健指導について

特定保健指導の実施については、令和2年4月23日に事業主を經由して対象となる被保険者の方に案内を送付する予定にしています。

今年度より、電子機器を活用した新たな保健指導のプランを用意していますので、予定通り行います。

ただし、面談による保健指導については、緊急事態宣言が発出されている期間については行いません。新型コロナウイルスによる感染症の動向を見て判断し、別途ご連絡させていただきます。

この度、被扶養者の特定健康診査について巡回による健診を委託している、一般財団法人京都工場保健会より次ページのとおり連絡がありましたのでお知らせします。

また、厚生労働省保険局課長連名通知についても併せてお知らせします。

なお、労働安全衛生法に基づく健康診断については、6月末まで実施を延期して差し支えない旨、厚生労働省から発信されていることを申し添えます。

令和 2 年 4 月

健康診断を受診される方へ

一般財団法人京都工場保健会

新型コロナウイルス感染防止対策について

謹啓

ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの世界的流行を受け、WHO がパンデミックを宣言致しました。弊会ではこれまでも感染防止対策を講じて参りましたが、今回の宣言を受け、以下運用を実施する事で更に対策を強化して参ります。

各個人様および健康診断会場内におけるリスク軽減のため、下記のご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

【健診会場ご来場前・ご来場時のお願い】

- ・自宅にて、体温測定をお願い致します。その結果が 37.5 度以上の場合は健診を受診 いただけません。
- ・解熱剤を服用されている場合 健診を受診いただけません。
- ・健診受付時に当会スタッフによって体温測定を実施致します。その結果が 37.5 度以 上の場合は健診を受診いただけません。
- ・2 週間以内に海外渡航歴がある場合は健診を受診いただけません。
- ・当日はマスクを着用してください。
- ・飛沫感染防止の観点から、ご夫婦・お知り合いで受診された際でも私語を極力控えて いただきますようお願い致します。
- ・検診車内での待合いは、最小限にする事から、検診車の外でお待ちいただく事が多くなり ますのでご了承ください。

【弊会の対応について】

弊会職員についても、感染症予防の観点から、上記内容と同様の対応を実施しております。また機材等の消毒を行うにあたり、お待ちいただく事が多くなり ますのでご了承ください。なお、万が一健診会場側の都合により中止する場合には弊会よ りご連絡をさせていただきます。

以上

保保発 0417 第4号
保国発 0417 第2号
保高発 0417 第1号
保連発 0417 第1号
令和2年4月17日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
共済組合所管課（室）

厚生労働省保険局

保 険 課 長
（公印省略）
国民健康保険課長
（公印省略）
高 齢 者 医 療 課 長
（公印省略）
医療介護連携政策課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・
特定保健指導等における対応について（改訂）

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言（別添1）を行ったことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について」（令和2年4月8日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）を發出し、特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下「特定健康診査等」という。）並びにその他の保健事業の実施について周知徹底を依頼したところです。

昨日、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、緊急事態宣言の区域変更（別添2）を行い、全都道府県がその対象地域とされたことを受け、特定健康診査等

並びにその他 の保健事業の実施については、下記のとおりとしますので、別紙 Q & A も活用し、適切な対応及び貴管内の保険者等への改めての周知徹底をお願いします。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について」（令和2年4月8日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）は廃止します。

なお、保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、令和2年3月31日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（再注意喚起）」（以下「事務連絡」という。）において連絡しているとおり、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定しています。

記

- 1 特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、実施を控えること。ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導はこの限りでない。
- 2 特定健康診査等を実施しない旨を決定した保険者は、加入者に対し、実施しない旨の周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、緊急事態宣言の期間中、特定健康診査等を実施しないことを適切に周知すること。
- 3 特定健康診査等以外の保健事業については、少なくとも対面形式や集合形式等によるものは実施を控えることとし、それ以外の保健事業については実施時期、実施方法及び実施の可否について再検討した上で、感染防止に十分留意した上で実施すること。

なお、外出自粛により、高齢者を中心に生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組みにより、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていただきたいこと。

以上